

日南市立飫肥城由緒施設及び日南市小村寿太郎記念館
指定管理者募集要項

令和8年7月

日南市観光・クルーズ課

1 基本的事項

(1) 指定管理者制度導入の目的

平成 15 年 6 月に地方自治法が改正され、「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上と経費の削減を目指すため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人に限らず、民間事業者も市議会の議決を経て「公の施設」の管理を行うことができるようになりました。

(2) 管理・運営に関する基本的な考え方

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度です。

このため、指定管理者は、自らの責任と判断によって、施設の適切な管理を確保しつつ、住民サービスの向上を図っていく必要があります。

指定管理者は、日南市立飫肥城由緒施設（以下「飫肥城由緒施設」という。）及び日南市小村寿太郎記念館（以下「小村記念館」という。）の各施設の管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を適正かつ効率的に実施するとともに、歴史的・文化的な価値のある他施設を活用した利用者の回遊性向上や滞在時間の延長等、飫肥地区全体の観光振興・地域活性につながるような施設の利活用や事業を行う必要があります。

なお、日南市は施設の所有者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行うものとし、指定管理者はその指示に誠実に対応するものとします。

2 飫肥城由緒施設及び小村記念館の設置目的について

(1) 歴史的・文化的施設としての活用

① 飫肥城由緒施設

飫肥城に係る市指定有形文化財の施設及びその他の飫肥城由緒施設を歴史的、教育的配慮の下に保存し、教育、文化、調査研究等一般の利用に供します。

② 小村記念館

明治の外交官小村寿太郎侯の遺徳を顕彰するとともに、国際交流、教育文化活動及び人材の育成に寄与します。

(2) 観光拠点としての施設利活用

飫肥城を中心とする飫肥城下町は、市内有数の観光地であり、観光振興及び地域活性に寄与する誘客性の高い施設等の観光資源が多いことから、指定管理施設の積極的利活用による入館者等の増加を図るとともに、商店街や文化的、歴史的価値のある他施設の活用等による回遊性の向上や滞在時間の延長等、飫肥地区の観光振興、地域活性につながるような事業を計画し、実施に向けて努めます。

3 施設概要

(1) 飫肥城由緒施設

① 旧飫肥藩校振徳堂

所在地 日南市飫肥十丁目 8193 番
落成式 昭和 51 年 5 月 12 日
構 造 木造平家建
敷地面積 5,791 m²
延床面積 主屋152m²、長屋門81m²
施設内容 主屋、長屋門、井戸、便所、石垣、庭園外

② 飫肥城歴史資料館

所在地 日南市飫肥十丁目 4242 番 1
開 館 昭和 53 年 7 月 2 日
構造等 鉄筋コンクリート平家建
敷地面積 12,896m² (大手門を含む)
延床面積 262.91 m²
施設内容 資料展示室、収蔵庫、事務室外

③ 飫肥城大手門

所在地 日南市飫肥十丁目 4242 番 1
竣 工 昭和 53 年 6 月 5 日
構 造 木造 2 階建 日本瓦葺 (木造渡櫓二層建)
敷地面積 12,896m² (飫肥城歴史資料館を含む)
延床面積 65.58 m²
施設内容 門、倉庫、石垣外

④ 松尾の丸

所在地 日南市飫肥十丁目 4242 番 8
落成式 昭和 54 年 7 月 31 日
構 造 木造一部鉄筋コンクリート造、一部 2 階建 日本瓦葺
敷地面積 11,237 m²
延床面積 932.86 m² (主屋 800.02 m²、収納庫 103.68 m²、便所 29.16 m²)
施設内容 屋形、涼櫓、収納庫、便所外

⑤ 豫章館

所在地 日南市飫肥九丁目 4239 番
開 館 昭和 58 年 4 月 1 日
構 造 木造平家建
敷地面積 4,769m²
延床面積 258.33 m² (主屋)
施設内容 主屋、レストハウス、便所、炊事場、納屋、御数寄屋、庭園、薬医門、塀、石垣、料金所外

⑥ 商家資料館

所在地 日南市飫肥八丁目 4152 番 3

開 館 昭和 58 年 5 月 1 日

構 造 木造平家建一部二階建

敷地面積 780.85㎡

延床面積 269 ㎡

施設内容 展示室、料金所、和室外

⑦ 飫肥城四半的射場

所在地 日南市飫肥九丁目 4231 番 1

竣 工 昭和 63 年 10 月 11 日

構 造 四半的射場 5ヶ所

敷地面積 676.40㎡ (4,340.52㎡のうち)

延床面積 18 ㎡ (管理事務所)

施設内容 四半的射場、管理事務所外

⑧ 伊東記念館

所在地 日南市飫肥九丁目 4238 番 2

竣 工 平成 3 年 3 月 27 日

構 造 鉄筋コンクリート造平家建

敷地面積 1,662.79㎡

延床面積 163.93 ㎡

施設内容 事務室、書庫、倉庫、土蔵、駐車場外

⑨ 旧山本猪平家

所在地 日南市飫肥五丁目 4089 番イ

竣 工 平成 12 年 3 月 31 日

構 造 木造平家建

敷地面積 1,087.27㎡

延床面積 398.82 ㎡

施設内容 主屋、離れ屋、門、塀、雑舎、便所、料金所、中庭外

⑩ 小村寿太郎生家

所在地 日南市飫肥四丁目 8259 番 1

竣 工 平成 16 年 3 月 17 日

構 造 木造平家建

敷地面積 834.33㎡

延床面積 146.80 ㎡

施設内容 主屋、雑舎、中庭外

⑪ 旧高橋源次郎家

所在地 日南市飫肥五丁目 4077 番

竣 工 明治中期

構 造 木造平家建

敷地面積 1,042.93 ㎡

延床面積 328.92 m²

施設内容 主屋、離れ屋、土蔵、納屋、中庭外

※施設補修予定のため、令和5年8月1日より休館しています。

(2) 日南市小村寿太郎記念館

① 日南市小村寿太郎記念館

所在地 日南市飫肥四丁目 4236 番地

竣工 平成4年11月29日

構造 鉄筋コンクリート造平家建

敷地面積 4,580 m²

延床面積 1,034.27 m²

施設内容 資料展示室、和室（16畳）、大会議室（300人収容）、中庭、前庭、便所、事務室外

(3) 飫肥城跡駐車場

① 観光駐車場

所在地 日南市飫肥九丁目 4231 番 1

面積 9,800.61 m²

施設内容 一般車駐車場、バス専用駐車場、身障者専用駐車場、外灯

② 観光トイレ

所在地 日南市飫肥九丁目 4231 番 1

竣工 平成15年3月1日

敷地面積 124.50 m²

延床面積 124.50m

施設内容 公衆トイレ

③ 観光案内所・休憩所

所在地 日南市飫肥九丁目 4231 番 1

竣工 平成15年9月1日

敷地面積 54.15 m²

延床面積 54.15 m²（観光案内所、観光ガイドボランティア詰所含む）

施設内容 観光案内・チケット販売所、休憩所、観光ガイドボランティア詰所
ただし、観光ガイドボランティア詰所は指定管理外とします。

(4) 由緒施設以外の管理施設

旧本丸跡地、大手門下空堀及び法面、伊東家累代墓地、左門家墓地、大手口門の遺構 等

(5) 開館時間

各施設における開館時間は次のとおりとなります。なお、指定管理者は、特別な理由があると認めた場合は、市長の承認を得て開館時間を延長又は変更することができます。

① 飫肥城由緒施設

午前9時30分から午後4時30分まで

（大手門、伊東記念館は開閉時間なし）

② 小村記念館

資料展示室は、午前9時から午後5時まで

大会議室、和室は、午前9時から午後9時まで

③ 飫肥城観光駐車場、観光トイレ

24 時間利用可能（開閉時間なし）

(6) 休館日

各施設における休館日は次のとおりとなります。なお、指定管理者は、特別な理由があると認めた場合は、市長の承認を得て臨時に休館又は開館することができます。

飫肥城由緒施設、小村記念館ともに 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

(7) 近年の施設利用者数及び利用料

各施設における近年の施設入館者、四半的体験者、小村記念館会議室利用者（以下「入館者等」という）及び施設入館料、四半的体験料、会議室使用料（以下「利用料」という）は、別紙 1「飫肥城由緒施設及び小村記念館 入館・利用料状況」のとおりです。

※なお、令和 9 年度より、旧山本猪平家、商家資料館については、利用料徴収の対象外施設となる予定です。

(8) 指定期間（予定）

令和 9 年 4 月 1 日～令和年 14 年 3 月 31 日（5 年間）

※ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

(9) 管理対象施設の変更

指定期間内に管理対象施設に変更が生じた場合は、その都度協議するものとします。

4 法令等の規定

指定管理者は、以下の関係法令等を遵守し、施設管理運営を行ってください。

- (1) 地方自治法
- (2) 地方自治法施行令
- (3) 文化財保護法
- (4) 文化財保護法施行令
- (5) 日南市文化財保護条例及び同条例施行規則
- (6) 日南市立飫肥城由緒施設条例及び同条例施行規則
- (7) 日南市小村寿太郎記念館条例及び同条例施行規則
- (8) 日南市情報公開条例及び同条例施行規則
- (9) 日南市個人情報の保護に関する法律施行条例及び同条例施行規則
- (10) 日南市伝統的建造物群保存地区保存条例及び同条例施行規則
- (11) 日南市暴力団排除条例
- (12) 日南市暴力団排除に関する規則
- (13) 日南市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同条例施行規則

なお、指定管理期間中に、関係法令等に改正があった場合は、改正された内容に置き換えます。

5 指定管理者が行う業務及び管理の基準

(1) 日南市立飫肥城由緒施設条例第 15 条に掲げる次の業務

- ① 施設の利用許可に関する業務
- ② 利用料の徴収に関する業務

ただし、利用料の免除及び還付については、市長の承認を受けて行うものとします。

- ③ 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- ④ 飢肥城歴史資料館、商家資料館の歴史資料収集、調査、研究、展示等については市が行います。
- ⑤ 指定管理者は、上記④の業務にご協力ください。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、施設の管理及び運営に市長が必要と認める業務
- (2) 日南市小村寿太郎記念館の設置及び管理に関する条例第 15 条に掲げる次の業務
 - ① 記念館の利用許可に関する業務
 - ② 利用料の徴収に関する業務

ただし、利用料の免除及び還付については、市長の承認を受けて行うものとします。
 - ③ 国際交流、教育文化交流行事の開催等に関する業務
 - ④ 小村記念館の歴史資料収集、調査、研究、展示等については市が行います。
 - ⑤ 指定管理者は、上記④の業務にご協力ください。
 - ⑥ 記念館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、記念館の運営に関し市長が必要と認める業務
- (3) 別添の管理業務仕様書に記載する業務
- (4) 各施設の P R や入館者の増加が図られ、併せて、飢肥地区商店街や歴史的・文化的価値のある他施設を活用した観光振興・活性化等が図られるような業務

なお、自主事業を行うにあたり施設の一部を利用する場合は、事前に市と協議が必要です。
- (5) 市が施策として管理施設等を使用した事業及び、歴史資料収集、調査、研究、展示等を行う場合は、管理者は積極的にご協力ください。
- (6) 指定管理者としての業務は、一括して第三者に再委託はできません。

また、業務の一部を再委託する場合は、委託先を市長に届け出ることとします。

6 経理に関する事項

(1) 指定管理料

飢肥城由緒施設及び小村記念館の管理運営に係る指定管理料は、原則として会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に支払うこととしますが、詳細は指定後に締結する協定で定めます。

指定管理料額の増額は、原則として認められませんが、国の関連法令等の改正や市の定める仕様の変更その他の事由により、当初の指定管理料が不適当となった場合は、市と指定管理者との協議により、指定管理料を変更する場合があります。

なお、事業の縮小、業務の不履行、指定取消し等があった場合は、必要に応じて指定管理料の全部又は一部を返還していただきます。

また、予想し得ない事由で事業の中止等を行った場合に、指定管理料の全部又は一部を返還させることがあります。

(2) 利用料金収入

施設の利用に係る料金は、指定管理者が収入として収受し、管理事業の充実に資する目的に使用することができます。

(3) 自主事業による収入

指定管理者は、飢肥城由緒施設及び小村記念館等の各施設内において、自主事業を行い、それによる収入を得ることができます。

ただし、施設の趣旨から目的外と判断される事業については、市に対して行政財産目的外使用許可

申請等の申請が必要となります。その際、行政財産目的外使用料等が発生する場合がありますので注意してください。

指定管理者が自主事業を実施する場合には、管理業務の会計とは別立てにし、自主事業の事業計画を設定して、あらかじめ市長の承認を得て開始してください。

なお、自主事業を行う場合には、管理業務に支障が出ないようにしなければなりません。

(4) 支出見込額に含まれるもの

- ① 人件費
- ② 施設管理経費等（修繕費、光熱水費、保守・維持管理に関する経費等）
- ③ 事務費
- ④ 公租公課（法人税や事業所税、印紙代等が課税される場合があります。管轄の市役所、税務署等の関係機関に確認をとってください。）

(5) 雇用等体制について

施設運営で問題が生じないように雇用体制を確立させてください。

(6) 区分会計の独立

指定管理者は、管理運営に係る経理事務を行うにあたり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を管理業務と自主事業に分離して設けて、市の要求がある場合は、経理書類を開示しなければならず、また、当該事業に関しての監査業務が受けられるような体制を整えなければなりません。

(7) 管理口座

本業務に関連する出入金の管理は、団体自体の銀行口座とは別の口座で管理してください。

また、事業の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー等について書類を整え、月次ベースで貸借対照表上の現金預金残高と銀行口座残高との照合を行ってください。

7 応募資格

- (1) 申請者は、施設の管理運営業務に知識を有し、当該施設の安全かつ適正に管理・利活用できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、それ以外の法人等及び個人での申請はできません。

また、次に該当する法人等は応募することができません。

- ① 九州管内に事業所又は営業所（法人格を有しない場合は事務所）を有しない法人等。
- ② 法律行為を行う能力を有しない者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑥ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ⑦ 市税を滞納している者
- ⑧ 施設管理業務が可能な組織体制、能力を有しないこと。又はそれらの要件を満たさないことが見込まれること。
- ⑨ 業務を円滑に遂行し、安定的かつ健全な財務能力を有しないこと。又はそれらの要件を満たさないことが見込まれること。
- ⑩ 代表者又は役員が、日南市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支

配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

- (2) グループでの申請を行う場合は、グループの構成員すべてを協定当事者とします。申請後の連絡及び選定後の協議はグループの代表を中心に行いますが、協定に関する責任はグループの構成員すべてが負うこととなります。また、グループで申請する場合には次の点に注意してください。

- ① 運営上の責任の明確化を図るため、構成員の数はできる限り少数としてください。
- ② グループの名称及び代表する法人を決めてください。
- ③ 申請後、原則として代表者及び構成員の変更は認めません。
- ④ 単独で申請した法人等は、グループ申請を行うことができません。
- ⑤ グループ申請の代表団体及び構成団体は、複数のグループ申請を行うことができません。

8 申請に関する事項

令和8年9月1日（火）から9月18日（金）までの間、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに、正本1部、副本14部の計15部を日南市観光・クルーズ課観光推進係（本庁別館）まで提出してください。

(1) 提出書類の著作権

申請書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、公募や選定に係る公表をする場合やその他市が必要と判断するときは、市は申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

(2) 提出書類の情報公開

提出された書類は、日南市情報公開条例の適用を受ける場合があります。

(3) 提出書類の留意事項

- ① 申請書類は、ファイルに綴じ表紙に施設名と応募者名を入れてください。また、各書類にはインデックスを貼ってください。
- ② 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③ 提出書類は、選定等のために必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- ④ 申請に際して使用する言語は日本語、通貨単位は日本国通貨、時刻は日本標準時に限ります。
- ⑤ 用紙は全てA4版で統一してください。必要であれば図表添付も可とします。
- ⑥ 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定められた様式を使用してください。
- ⑦ 申請書等の提出期限は厳守してください。なお、期限を過ぎた提出は一切受け付けません。
- ⑧ 申請書類の提出後、審査において必要な場合は、追加書類の提出や書類の補正を求めることがあります。
- ⑨ 申請に係る費用はすべて応募者の負担とします。
- ⑩ 申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる提案があり、これらを用いた結果生じる現象に係る責任は、すべて応募者が負うこととします。

(4) 申請の費用

申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

9 申請等のスケジュール

(1) 指定管理者の指定申請及び選定スケジュール

申請から選定までのスケジュールは次のとおり予定しています。

なお、申請状況や、選定委員会における審査状況等により変更になる場合がありますので、その場合は別途お知らせいたします。

項 目	時 期
公募の周知（広報、HP掲載）	令和8年7月15日～
募集関係書類の配布	令和8年8月3日～9月18日
現地説明会	令和8年8月6日 午前10時00分～
募集に関する質問の受付	令和8年8月3日～8月31日
募集に関する質問の回答	令和8年9月2日～9月11日
申請書類の受付期間	令和8年9月1日～9月18日
選定（書類審査、プレゼンテーション審査）	令和8年10月中旬から下旬 ※申込者には後日開催日をお知らせします。
選定結果の決定・公表	令和8年11月上旬
指定管理者の指定	令和8年12月下旬
指定管理の業務打合せ	令和9年1月4日～2月26日
指定管理の協定締結	令和9年3月
指定管理予定者による管理開始	令和9年4月1日

(2) 募集要項等配布

申請に必要な書類様式は、日南市観光・クルーズ課 観光推進係（本庁別館）窓口にあります。
また、日南市のホームページからもダウンロードできます。

(3) 募集に係る現地説明会

指定管理業務等についての募集及び現地説明会を開催します。

参加希望者は、募集及び現地説明会参加申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、持参、郵送、電子メール又はFAXにて、令和8年8月4日（火）午後5時までに日南市観光・クルーズ課まで申し込みください（必着）。

日 時 令和8年8月6日（木）10時00分～（1時間程度）

場 所 小村寿太郎記念館 大会議室

※参加人数は、申請団体で2人以内とします。

※当日は、募集要項及び仕様書をご持参ください。

※電子メール又はFAXでの申込の場合は、未到着・未確認防止のため、必ず送信後に確認の連絡をお願いします。

(4) 建築図面の縦覧について

飫肥城由緒施設及び小村記念館に関する図面を次のとおり縦覧に供します。

なお、縦覧を希望される場合は、事前に担当課へ連絡してください。

縦覧期間 令和8年8月3日（月）～8月14日（金）（土曜・日曜・祝日は除く）

縦覧時間 午前9時から正午及び午後1時から午後5時

縦覧場所 日南市中央通一丁目1番地1 日南市観光・クルーズ課内

10 提出書類

(1) 申請書類

- ① 指定管理者指定申請書（第1号様式）
- ② 指定管理者事業計画書
- ③ 事業計画総括表
- ④ 自主事業計画書
- ⑤ 収支予算書（令和9年度、令和10年度、令和11年度、令和12年度、令和13年度）

(2) 団体を証明する書類

- ① 法人の場合・・・登記事項証明書又は登記簿謄本（法務局で交付）
- ② 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合
同法第260条の2第12項の証明書（日南市内の場合、地域自治課で発行。それ以外は、住所地の市町村窓口へ問い合わせをすること。）
- ③ 上記以外の団体・・・代表者の身分証明書（代表者の本籍地の市区町村役場）

(3) 定款、寄附行為、規約、会則等

(4) 団体の経営（運営）状況を説明できる書類

① 法人の場合

- ア 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）（令和5～7年度の3か年分）
過去3か年以内に設立された法人については設立年度以降分
指定管理者の指定を受けるため申請書を提出する日に属する事業年度に設立した法人については、その設立時における財産目録等相当する書類

イ 令和8年度の収支予算書

ウ 業務内容等を説明するもの（経歴、実績、事業概要、役員構成・名簿、パンフレット等）

② 法人以外

- ア 収支決算書、活動報告書（令和5～7年度の3か年分）
過去3か年以内に設立された団体については設立年度以降分

イ 令和8年度の予算書、活動計画書

ウ 活動内容等を説明するもの（経歴、実績、事業概要、役員構成・名簿、パンフレット等）

(5) 税証明

- ① 法人・・・法人市民税の完納証明書（住所地の市町村窓口等で発行）
代表者の市民税の完納証明書（同上）

- ② 法人以外・・・代表者の市民税の完納証明書（同上）

※①、②ともに完納証明書です。納税証明書ではありませんのでご注意ください。

(6) その他、仕様書等で提出を求められたもの。

なお、グループでの申請の場合は、上記(1)はグループ名称で提出し、(2)～(5)は代表団体及び構成団体の全てについて提出してください。

11 選定方法及び選定基準

(1) 選定基準

① 設置目的及び管理に関する事項

- ア 年間事業計画に関する理念、基本方針が設置目的に沿ったものとなっているか。

- イ 施設管理の計画、内容（受付、清掃、警備等）が適切なものとなっているか。
- ウ 施設管理に必要な人員配置計画となっているか。
- エ 施設管理及び事業運営経費の収支計画が適切なものとなっているか。
- オ 危機管理体制及び個人情報保護の管理が適切なものとなっているか。
- カ 地域団体との連携が図られたものとなっているか。

② 申請団体に関する事項

- ア 申請団体の経営状況
- イ 申請団体の事業実績
- ウ 組織をマネジメントできる体制となっているか。

③ 入館者等の増加に関する事項

- ア 入館者等を増加させるための情報発信戦略が図られているか。
- イ 適切な施設利活用が図られているか。
- ウ 魅力ある施設運営の企画、提案となっているか。

④ 飢肥地区の観光振興、地域活性に関する事項

- ア 商店街等への回遊性の向上が図られる計画となっているか。
- イ 飢肥地区の観光資源の活用が図られる計画となっているか。
- ウ 地域の経済的効果をもたらす計画となっているか。

⑤ 総合評価に関する事項

- ア 価格を含めた総合的な評価

(2) 選定方法

選定委員会において、書類選定、プレゼンテーション及び選考委員によるヒアリングを実施し、優秀提案者を選定します。

※審査の都度、市側から応募者に提案内容の補正を提案する場合があります。

(3) 選定スケジュール

- ① 選定（書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング） 令和8年10月 中旬から下旬
※申込者には後日開催日をお知らせします。
- ② 選定結果の公表 令和8年11月 上旬
- ③ 指定管理の指定・協定締結 令和9年3月 下旬

(4) 選考結果のお知らせ

応募者全員に文書にてお知らせします。

(5) 指定管理者指定後の手続

- ① 協定の締結
業務内容の詳細などについて、市と協議し協定書を締結します。
- ② 引継ぎ
指定管理者は、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、市から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。
なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、指定管理者の負担とします。

12 その他

- (1) 応募者が次のいずれかに該当する場合は、指定管理者候補者の選定の対象から除外します。

また、指定管理者の指定を行った後に、次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、当該指定を取り消します。

- ① 提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - ② 応募者若しくは応募者の代理人、その他の関係者が選定に関して不当な要求を行った場合、又は、当該応募において、選定委員会委員及び関係職員に対して選定されるよう、又は選定しないよう個別に接触した場合
 - ③ 議会において指定議案が否決されたとき。
 - ④ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
 - ⑤ 書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
 - ⑥ 指定管理者が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力や存在をなくしたとき。
 - ⑦ 著しく社会的信用を損う等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき。
 - ⑧ その他、指定管理者の申請等に関して不正な行為があったと市が認めた場合
- (2) 申請を辞退する場合には、指定管理者応募の辞退届けを提出してください。

13 申請書類の提出先及び問い合わせ先

日南市観光・クルーズ課 観光推進係 田中、江藤

〒887-8585 日南市中央通一丁目1番地1

電 話 0987-27-3315

FAX 0987-27-3571

E-mail kanko-s@city.nichinan.lg.jp

別紙1 飫肥城由緒施設及び小村寿太郎記念館 入館・使用料状況

由緒施設（有料施設）入館者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
入館者数（人）	28,812	34,998	39,219	45,168	44,286
入館料（円）	8,735,578	15,590,816	19,868,666	23,889,650	23,692,700

※豫章館、松尾の丸、歴史資料館、小村記念館、旧山本家、商家資料館、旧高橋源次郎家、チケット販売所での発券者数より算出

※参考 旧山本猪平家 入館者数及び入館料については下記のとおり。

令和5年度 464人－231,300円、令和6年度 1,042人－551,350円 令和7年度 956人－536,500円

※参考 商家資料館 入館者数及び入館料については下記のとおり。

令和5年度 266人－123,750円、令和6年度 394人－193,850円 令和7年度 467人－220,200円

四半的射場体験者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
体験者数（人）	7,142	8,543	9,557	8,217	7,609
射的料金（円）	2,034,120	3,143,580	3,976,000	3,439,050	3,159,900

小村記念館 大会議室・和室使用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
使用者数（人）	1,866	4,132	4,284	3,958	4,317
使用料（円）	58,200	158,550	16,7200	124,240	121,400

飫肥城観光駐車場駐車料金状況

				令和6年度	令和7年度
使用者数（人）				1,358	1,101
使用料（円）				1,358,000	1,101,000

【参考】 日南市内観光客数及び飫肥城周辺観光客数推移 （年度ではなく年間の観光客数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県内客（人）	491,430	631,564	678,726	55,059	70,560
県外客（人）	515,367	722,263	955,026	106,585	93,824
合計	1,006,797	1,353,827	1,633,749	161,674	164,384

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
飫肥城周辺（人）	70,930	84,579	97,069	90,335	99,769